

環境影響評価（環境アセスメント）に係るお知らせ

平成16年10月15日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第27条の規定に基づき、「（仮称）中丸子I街区住宅開発計画」に係る条例環境影響評価書の写しの縦覧を次のとおり行います。

1 指定開発行為者

神奈川県横浜市西区北幸2丁目10番36号
株式会社リクルートコスモス 横浜支社
支社長 宮前 佳弘

2 指定開発行為の名称及び種類

（1）名称

（仮称）中丸子I街区住宅開発計画

（2）種類

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為）
高層建築物の新設（第1種行為）
住宅団地の新設（第1種行為）
大規模建築物の新設（第1種行為）

3 指定開発行為を実施する区域

川崎市中原区中丸子字新宿耕地13-10他

4 指定開発行為の目的及び内容

（1）目的

共同住宅の建設及び公共施設の整備

（2）内容

ア 開発区域面積：約28,520㎡

（住宅部分：約19,300㎡、公共施設部分：約9,220㎡）

イ 住宅部分

（ア）計画敷地面積：約19,300㎡

（イ）主要用途：住宅・生活支援施設

（ウ）構造：鉄筋コンクリート造

（エ）延床面積：約132,000㎡

（オ）容積率：500%

（カ）建築面積：約4,500㎡

(キ) 建ぺい率：23%

(ク) 階数(建物高さ)：地上47階、地下2階(約160m)

(ケ) 住宅戸数：1,100戸

(コ) 計画人口：3,374人

(サ) 駐車台数：780台

(シ) 駐輪台数：1,200台

ウ 公共施設部分

(ア) 公園：約3,030㎡

(イ) 道路：約6,190㎡

公共施設については、隣接事業と共同整備する計画。

5 指定開発行為の施行期間

着工予定：平成17年1月

完了予定：平成20年2月

6 条例評価書の写しの縦覧期間、場所及び時間

(1) 期間

平成16年10月15日(金)から平成16年11月15日(月)まで

(2) 場所

川崎市：幸区役所、幸区役所日吉出張所、中原区役所、高津区役所、高津区役所橘出張所、宮前区役所、宮前区役所向丘出張所、多摩区役所及び本庁(環境局環境評価室)

横浜市：港北区役所、保土ヶ谷区役所、神奈川区役所及び横浜市役所(環境保全局環境影響審査課)

大田区：田園調布特別出張所、嶺町特別出張所、矢口特別出張所、蒲田西特別出張所及び大田区役所(環境保全課環境対策係)

世田谷区：世田谷区役所(環境総合対策室環境課環境指導係)

(3) 時間

午前8時30分から午後5時まで

(横浜市は午前8時45分から午後5時15分まで)

(世田谷区は午前9時30分から午後4時30分まで)

ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除きます。